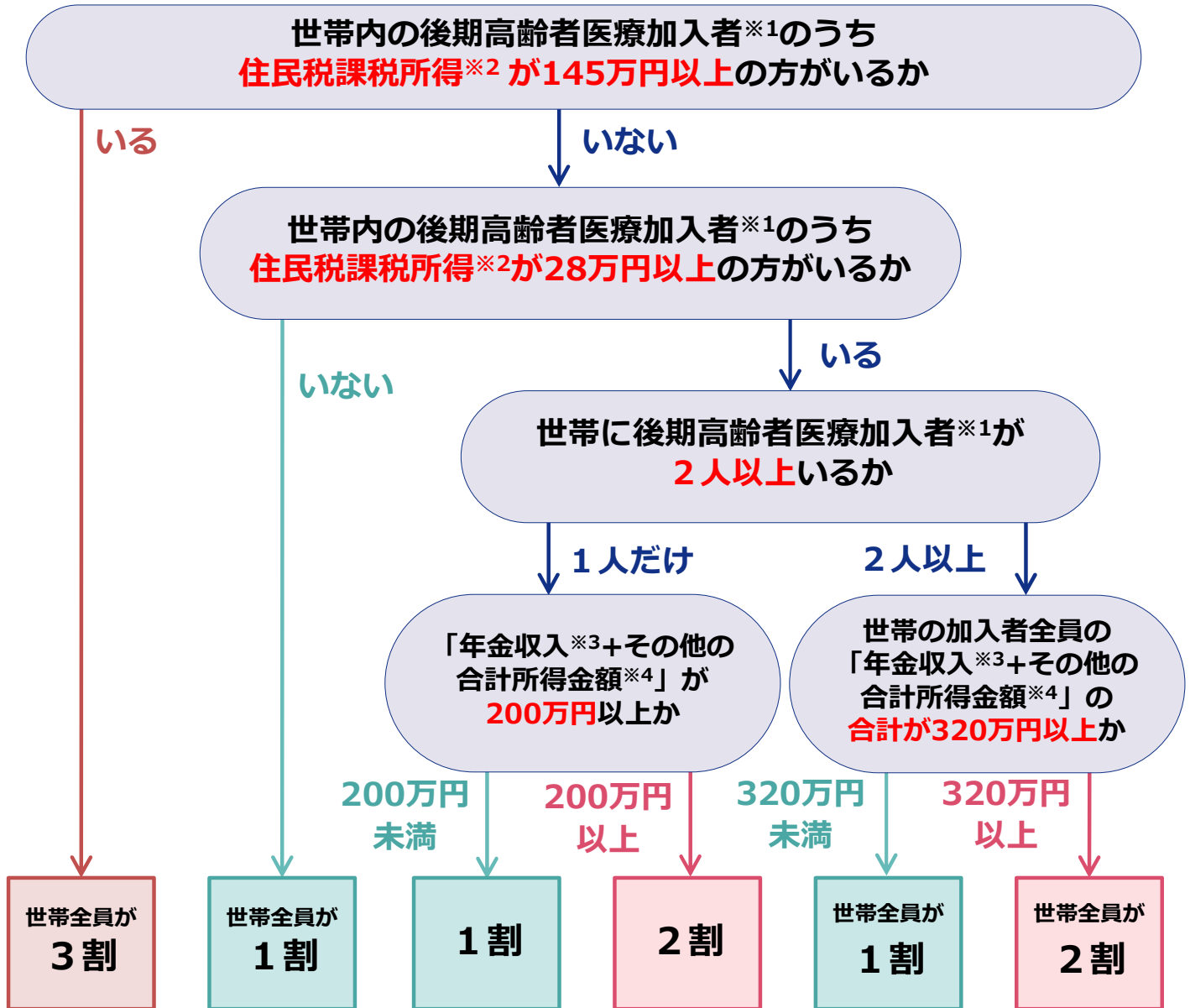


窓口負担割合は、主に以下の流れで判定します。

- 世帯の窓口負担割合は、後期高齢者医療加入者※1の住民税課税所得※2や年金収入※3をもとに、**世帯単位**で判定します。(前年中の所得をもとに負担割合の判定・決定を行います。)



◆住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

- ※1 「後期高齢者医療加入者」とは
75歳以上の方および65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方
- ※2 「住民税課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額。(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)
- ※3 「年金収入」とは
遺族年金や障害年金は含まず、公的年金等控除を差し引く前の金額
- ※4 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額